

一般社団法人福島県言語聴覚士会
会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は定款第5条及び第7条に基づき、一般社団法人福島県言語聴覚士会（以下「当法人」という。）の会員の入会金及び会費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種類)

第2条 当法人の会員は定款第5条に定めるとおり、正会員、賛助会員の2種とする。

(入会金及び年会費)

第3条 正会員は当会に入会するときに入会金 1,000 円 並びに年会費を納入しなければならない。

2 年会費は会員種別に応じて下記各号の通りとする。

(1) 正会員 5,000 円

(2) 賛助会員 1口 10,000 円 とし、個人 1口以上 団体 2口 以上

3 会費の免除の申し出は会費免除申出書を添え、申し出なければならない。

4 会費の免除の期間は最大2年間とする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附則

この規程は平成28年4月1日から施行する。